宫城県

公文書館だより

第21号



- ・就任に寄せて
- ・ 収蔵資料の紹介「"渡し"はどのように維持されていたのか 〜宮城・福島県境にあった "兜の渡し"の場合 〜」
- ・ 宮城県の一口知識「郡役所」 ・寄贈図書、お知らせ、利用案内

就任に寄せて(雑感)

館長 草苅 恭

私は、3年前に宮城県庁を退職した県職員 OB で、短時間勤務の非常勤職員として勤務しております。 公文書館には、毎回この「公文書館だより」で紹介しているような貴重な公文書が保管されており、県民の

方々へ公開しております。多くの皆様のご来館、ご利用をお待ちいたしております。

さて、この公文書館は、私にとっても大変なつかしい所です。

私が県庁に就職して $5\sim6$ 年たったころ、総務課(現在の私学文書課)の文書・法令担当となったことがあります。

古い石造りの県庁舎の時代、西庁舎の脇で勾当台通(当時は、まだ仙台市電が走っていました。)に沿った

あたりに、小さな「文書保管庫」 が建っていて、仕事で必要な古 い文書を探しに、よく入ったも のでした。

その頃の「文書保管庫」は, 冷房や除湿器も無く(県庁自体 に冷房など無い時代でした。), 夏は蒸し風呂のような中での 作業でした。



【写真】旧宮城県庁舎 「宮城の百年」から

多くの文書が乱雑に並べられたり、書棚から落ちて床に積み上げられたりしている中に、明治初期の墨黒々と書かれた文書や、野蒜築港の図面などが見え隠れしており、探し物のついでに、そのような資料を興味津々で眺めたものでした。

管理の嘱託の方が $1 \sim 2$ 名いらっしゃったのですが、とても全部を整理できずに、そのような貴重な文書も乱雑に保管されていました。

現在の公文書館は、空調が完備した書庫に、公文書が年代別、種類別にきちんと整理されており、また、その作業に専門の方が10名以上携わっていて、まさに隔世の感を禁じえません。

公文書館法などが施行され、公文書を保管し、一般に公開していくことの重要性が、広く認識されるように なったからでしょう。

これからも、県公文書の収集、整理はもとより、文書の修復、デジタル化などを進め、意義深く、利用しやすい公文書館を目指して参りたいと考えております。

"渡し"はどのように维持されていたのか

~宮城・福島県境にあった"兜の渡し"の場合 ~

阿武隈川の河口(亘理町荒浜)から上流に50キロほど遡ったところに宮城と福島の県境があります。阿武 隈川の下流域はこの辺りにはじまり、狭窄部にそびえる猿跳岩(写真1)と急流がつくりだす景観は、この流

域随一の美しさと言われます。かつてこの県境に "兜の渡し"と呼ばれ、地域の人々に親しまれた渡船場がありました。今は、右岸の宮城県側と左岸の福島県側に立つ渡しの跡碑だけが往時を伝えています。その一つ、県道349号線(梁川街道)の傍らに立つ「兜の渡し跡碑」(写真2)には、「兜の地名は伝説兜岩より生ず。明治九年土地の人に賃渡しの許可を与う。明治十九年長瀞渡しを兜に移し県営とす。(中略)爾来旅人、馬、駕籠など、之より益する事百星霜なり時移り、代変わり兜橋竣工に及ぶ。宮城、福島両県共営の渡し惜別の情忍び難く、昭和五十五年十月二十九日茲に幕を閉ず。宮城県」と来歴が刻まれています。



【写真1】福島県側から見た猿跳岩(中央)

碑文にある「明治十九年長瀞渡しを兜に移し県営とす。」のとおりならば、明治期この渡しが公営だった時



【写真2】宮城県側に立つ、兜の渡し跡の碑

期があったことになります。『丸森町史』(567 頁)に「長瀬」(後に兜となる)」とあり、明治期に現在の耕野地区長瀞(「長瀬」は誤植か)の渡しを1キロほど下流の「兜」に移したことが分かりますが、ここが県営かどうかは記されていません。また「明治五年官省府県往復録」(当館資料 M09-0063、以下配架番号のみ記載)の「管内川々舩渡箇所并舩賃等調」に、丸森地方の阿武隈川筋の「赤崎」の渡し守は、「渡守給料 年給金貮拾圓」とあることから給料制で雇われていたようですが、この雇い主が官なのか民間人かは判断できません。

さて、ここからは、"兜の渡し"が昭和6年に両県共営になるまでのいきさつを辿ってみようと思います。

この渡しが両県共営となる以前は、宮城側と福島側に住む代々の渡し守が県から個人営業許可を得て運行していたようです。大正15年11月に宮城県側の渡し守が、継続更新により営業を許可されたときの文書(S1-0212)を見ますと「徒歩用船、(長さ30尺<約9~~~、幅4.5尺<約1.4~~、深さ1.2尺<約37 cm〉、用材杉板厚1寸5分、1艘」と「車馬用船(長さ40尺<約12~~、幅7尺<約2.1~~、深さ1.2尺<約37 cm〉、用材杉板厚2寸5分、1艘」を所有し、この船で「平水時の川幅約60間<約108~~、水深15尺<約4.5~~、増水時の水深45尺<約13.6~~」(<>は筆者加筆。以下同じ。)の川を往復し、船賃定額として「人一人5銭、人

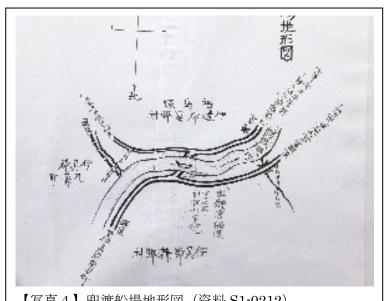


【写真3】 兜渡し跡付近

力車一両10銭、牛馬各一頭10銭、荷車一両15銭、牛馬車各一両30銭、自転車一両10銭、自動自転車 一両30銭、自働車一両50銭、箪笥一棹15銭、長持一棹15銭、駕籠一挺15銭、ただし乗人、車夫、口 取、曳子等は所定の賃金に包含す、貨物は20貫匁<75 kg>につき金4銭の割合とす」を徴収することが許 されていたことが分かります。ちなみに大正9年~昭和9年当時の東京のかけそば一杯の値段は、8~10銭 だったそうです(『値段史年表』朝日新聞社)。

大正9年11月,最初の公営化の話が持ち 上がります。受益地域の耕野村、大張村、館 矢間村の3村長が連名で宮城県知事へ兜渡 し県営化の請願書(T13-0006)を提出します。 請願書には「県道梁川街道ノ終点伊具郡耕野 村字兜所在兜船場ハ福島県々道梁川線伊達 郡富野村トノ連絡ヲ掌ル機関ニシテ交通上 最モ枢要ナル渡船場ナルモ従来個人ノ経営 ニ係リ之ニ要スル費用ハ一般通行者ヨリ船 賃ヲ徴シ(中略)就テハ向後該渡船ヲ県事業 トナシ以テ交通機関ノ完備ヲ期セラレ度(中 略) 今回実施セラレタル道路法二依レバ此儀 当然ノ次第ト考ラレ候(略)」とあります。

3村長がこの時機に兜渡しの県営化を請



【写真4】兜渡船場地形図(資料 S1-0212)

願したのには理由がありました。それは「今回実施セラレタル道路法ニ依レバ此儀当然ノ次第ト考ラレ候」の くだりに明らかです。「今回実施セラレタル道路法」とは,大正8年4月に公布された道路法のことで,道路 および道路付属物の定義、道路の種類・等級、路線認定基準、管理など道路行政全般に関して、わが国ではじ めて体系的に法整備が図られたものでした。これによって「道路を接続する渡船場」は「道路の付属物」とし て道路に位置づけられ、そして行政区画を境界とする道路の管理は、どちらか一方の行政庁の管理者が行うこ ととされたのです。3村長はこの規定を準用すれば、県境に位置する兜渡しも県営化が可能と考え請願に及ん だものと考えられます。翌10年12月福島県がこの請願提出の動きを察してか、宮城県に「之ニ対スル貴県 ノ御意見一応承知致度」と照会してきます。宮城県は「予算ノ関係等ニ依リ未タ決定不致候」と回答していま す。前進するかに見えた県営化への動きでしたが、結局両県ともに消極的反応を示しただけで実現には至りま せんでした。

再び、兜渡しの公営化が議論されるのは、10年後の昭和5年を待たなければなりません。

昭和5年7月31日福島県が宮城県に「渡船管理ニ関スル件」についての協議案を提示してきました (S06-0076,以下にする引用も同資料。引用文は概略とした。)。この提案の内容は「大正8年の道路法制定に より渡船場に接続している郡道が県道に認定されたことで、県境の兜渡しを私人経営のままにできなくなった。 今後は両県で管理しなければならない。そこで次のようにしてはいかがか協議したい。1. 当分は橋への架け 替えはせず渡船を続行する。2. 新造船費は両県それぞれ半額を負担する。3. 毎年の維持修繕費用は平等に 負担する。4.昭和5年度は今のまま個人営業とし、6年度からは、一方の県が交代で管理する。5.昭和6 年度の概算費用は(1)新造船(一艘代並びに設備費)700円(2)修理費(一ヶ年)100円(3)維持 費(一ヶ年)792円(月33円×2人)を要す見込み。」というものでした。宮城県の回答は「ご提案の県 界渡船場管理の件につきましては,財政上の都合により当分の間,従来どおりに私人経営を継続します。」と 提案の趣旨を踏まえたとは思えないものでした。実はこの時、県庁土木課には「道路法の規定に基づき両県共 営にするのが妥当であり、かつ年間の管理費用が500円以内におさまるなら、この機会に福島県の提案を承 諾しては如何か」との考えがあったのです。理由は不明ですが、決裁の回議途中にこの原案が却下されたと思 われる文書が残されています。

この返答に福島県が反論します。「今回協議案をご提示したのは、内務省令においても明確に県界渡船施設 は、管理者たる知事がこれを管理しなければならないと規定しているからで、貴県が今後も私人経営を続ける というのは、この省令に照らしても理由が薄弱です。この点ご再考の上、再度ご意見をいただきたい」。宮城

県からの返事がないままに再度福島県が「来年度の予算編成に関係しますので、どうか至急貴県のご見解をお聞かせ下さい」と催促します。痺れを切らした福島県は、10月23日「いまだにご返答がありませんので、本県は、貴県に提示した両県共同管理案の内容で来年度予算を編成いたしました。貴県はこの件をどうされるおつもりか。どうか協議に応じていただきたい」最後通告ともとれる通知でした。

ようやく宮城県が協議案承諾に動き出します。承諾の理由は「福島県知事から重ねて協議があったので再調査したところ、私人の賃取渡船場は、道路管理者が経営することになっている、今のまま私人経営を認めてゆけば、この県界地域の交通状態にとって益せず、また両県共営で本県が分担する一ヶ年当りの維持管理費450円は、一般会計予算内でやりくりできる。加えて「昭和6年度から5年毎に両県知事が交互に管理者となり、最初の5年間の管理者は福島県知事とする。」のであれば、この際福島県提案を受け容れてよい」というものです。昭和5年10月29日宮城県は「これまで協議を重ねてまいりました内容に異存ありません。どうかご諒承ください。」と回答しました。大正9年に伊具郡内の3村長が県営化の請願書を提出した時から11年目にして、ようやく地域の願いが叶ったのでした。

手元に、昭和50年前後に全国の川と湖沼にあった渡し場170箇所を踏査記録した『渡し舟』という写真集 (角川書店発行) があります。巻末の「全国渡し舟一覧」の「阿武隈川兜渡し」の欄には、上流に計画されている「兜橋」の完成 (昭和55年) を4年後に控え、廃止前の残された役目を担っていたころの"兜の渡し"のすがたが短く記されています。「舟の定員7人、1日の利用客80人、運行時間4月1日~9月30日6時~18時30分、10月1日~3月31日7時~17時30分、1日の往復回数40~50回、渡し賃無料、経営主体福島県宮城県共同」。

宮城県の一口知識

郡役所

郡役所とは、明治11年(1878)7月に制定された郡区町村編成法により、全国的に設置された地方行政

官庁です。宮城県では、明治11年10月に12の郡役所(刈田柴田・伊具亘理・名取・宮城・黒川加美・志田玉造・遠田・栗原・登米・桃生・牡鹿・本吉)が設置されました(その後、明治27年までに16に増加)。

各郡役所にはそれぞれ郡長が置かれ、府県庁の統治下に主として町村の指導・監督にあたっていました。当館に残る明治12年1月4日付の文書には、「絶家再興及分家附籍等の事」、「養子女及相続に関する事」、「徴兵事故免除の事」、「国民軍帳簿編製の事」、「逃亡尋方処分の事」など計35項目が、宮城県令松平正直から各郡長に委任されていたことが記されています【資料】。

その後、地方制度の改正とともに、郡も地方自治体化するといった変遷がみられますが、大正15年(1926)に廃止されるまでの約50年間、郡役所は地方統治の最末端機構として存続しました。

このような郡役所の活動を示すのが,各郡役所で作成された郡役所関係文書です。大正15年の廃止に伴い,これらの文書の多くが廃棄されてしまいましたが,その一部は県へと引き継がれました。当館には現在200点ほどの郡役所関係文書が保存されており、宮城県の地方行政に関する貴重な資料として,多くの方々にご利用いただいております。



【資料】「郡区編製綴 郡区長特任」 M13-0062

寄贈図書

平成24年4月から5月までに、関係機関より寄贈された図書の一部をご紹介します。

三重県史資料叢書 5 藤堂高虎関係資料集補遺

広島県立文書館資料集7 村上家乗 文久二年・三年

讃岐国三野郡羽方村 森家文書目録

京都本能寺町 前川五郎左衛門家文書目録第四巻

均整幕末期・明治前期描画図資料目録

横浜の文化人と戦後復興

都市を描く 京都と江戸

新鳥取県史資料編「近世1 東伯華耆」 新鳥取県史資料編「近代2 鳥取県史料2」 新鳥取県史資料編「近代3 鳥取県史料3」

旧侯爵木戸家史料目録平田篤胤関係資料目録

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録その4

埼玉県史料叢書 15

栗橋関所史料四 御関所日記書抜 II · 御用留 I

新井(侊)家文書目録(2)

和田家資料「内留」弘化四年

三重県生活・文化部

広島県立文書館

香川県立文書館

佛教大学図書館

北海道立文書館

横浜市史資料館

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

鳥取県立公文書館

鳥取県立公文書館

鳥取県立公文書館

国立歴史民俗博物館

国立歴史民俗博物館

国文学研究資料館

埼玉県立文書館

埼玉県立文書館

角田市郷土史資料館

このほか、たくさんの関係機関から寄贈がありました。ありがとうございました。

お知らせ

宮城県公文書館では、非常用発電設備等設置工事が平成24年6月から7月にかけて行われます。また、東日本大震災により被災した建物の復旧工事が平成24年8月から10月にかけて行われることになっています。閲覧者の皆様には極力支障にならないような対応に努めることとしていますが、工事期間中は、騒音や駐車場の混雑等で、御迷惑をおかけすることになります。建物の維持管理上必要な工事でありますので、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

利用案内

1 開館時間 午前9時から午後5時まで

2 休 館 日 日曜日, 土曜日, 国民の祝日・休日, 年末年始, 特別整理期間

平成24年10月~平成25年3月は、移転作業のため休館となります。

3 交通のご案内 JR仙石線榴ヶ岡駅下車(徒歩7分)

仙台市営バス・宮城交通「第四合同庁舎前」下車(徒歩3分)



宮城県公文書館だより―第21号―

平成24年6月1日発行

編集発行

宮城県公文書館

7983-0851

宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5

TEL0 2 2 - 7 9 1 - 9 3 3 3

FAX 0 2 2 - 2 9 7 - 1 6 3 3

URL http://www.pref.miyagi.jp/koubun/

E-mail koubun@pref.miyagi.jp